

## 令和8年度 市・県民税申告相談日程表

申告相談の会場を日向市域と東郷町域の2区域に分けて開設します。混雑を避けるために指定された日時・会場をご利用ください。（今年度から、市役所窓口開庁時間に合わせ、受付・申告相談開始時間を変更します。）

なお、期間中は全ての職員が申告相談の会場へ出向いているため、市役所での申告相談はできませんのでご了承ください。また、今年度から電子申告もできるようになりました。詳しくは裏面をご覧ください。

### 日向市域

### ※ 東郷町域の日程は裏面です。

〔 ◎ 受付時間 : 午前8時45分～午後2時30分  
※ 各施設とも午前8時45分から受付開始となりますのでご了承ください。  
◎ 申告相談 : 午前9時10分開始（正午から午後1時までは除く） 〕

月 日	曜日	対 象 地 区	受 付 会 場
2月12日	木	寺迫区全域、落鹿、高松、宮の下、田の原、余瀬	美々津老人福祉センター 【所在地 美々津町2782】
2月13日	金	石並、駅通り、新町、立縫、別府、遠見、幸脇、飯谷	
2月16日	月	笹野東、笹野中、笹野西、金ヶ浜、鶴毛、美砂	南日向公民館 （南日向コミュニティセンター） 【所在地 平岩737-2】
2月17日	火	糸木、曙、本宮、秋留、向洋台	
2月18日	水	浜町、中堀町、堀一方、深溝	日知屋公民館 【所在地 日知屋1425-1】
2月19日	木	江良町、公園通り、長江団地、幡浦	
2月20日	金	宮の上、高々谷、八幡、庄手向、地蔵、吉野川 清正、八坂、伊勢、伊勢ヶ浜、塩田、塩田団地、古田	日知屋公民館 【所在地 日知屋1425-1】
2月24日	火	曾根町、平野町、平野、永江町、永江	
2月25日	水	原町、鶴町、新生町、高砂町、山手町、櫛の山団地	大王谷コミュニティセンター 【所在地 龜崎東4丁目10番地】
2月26日	木	亀崎東、亀崎南、亀崎	
2月27日	金	亀崎西、大王町、不動寺、迎洋園	大王谷コミュニティセンター 【所在地 龜崎東4丁目10番地】
3月 2日	月	梶木、梶木町、向江町	
3月 3日	火	往還、往還町、沖町、東草場、西草場	中央公民館 【所在地 中町1-31】
3月 4日	水	切島山1・2、川路団地	
3月 5日	木	中村、新財市、千束口、塩見ヶ丘、本谷、西川内	中央公民館 【所在地 中町1-31】
3月 6日	金	奥野、永田、権現原、比良	
3月 9日	月	松原、比良町	中央公民館 【所在地 中町1-31】
3月10日	火	北町、都町、上町、本町、中町、南町 広見、高見橋通り、中原、山下、山下町	
3月11日	水	日向台、花ヶ丘、春原、春原町、庄手	中央公民館 【所在地 中町1-31】
3月12日	木	指定日までに申告できなかった人 ※混雑します。できるだけ指定日で申告してください。	
3月13日	金		中央公民館 【所在地 中町1-31】
3月16日	月		

※ 上記の指定された日時・会場で申告ができないときは、3月12日（木）・13日（金）・16日（月）に中央公民館でも申告ができます。

※ 市・県民税申告書は郵送又は電子でも受付けています。郵送での提出を希望される場合は、下記あてに送付してください。

※ 収入がない人の申告書のみ、市役所税務課でも受付けることができます。

### 【お問合せ先】

〒883-8555

日向市本町10番5号

日向市 税務課 市民税係

電話(0982)52-2111 内線 2106・2107

## 東郷町域

◎ 受付時間：午前8時45分～午後2時30分

※ 各施設とも午前8時45分から受付開始となりますのでご了承ください。

◎ 申告相談：午前9時10分開始（正午から午後1時までは除く）

月 日	曜 日	対象地区・班		受 付 会 場
2月 4日	水	越 表	中水流、田口ハツ山、児洗、一松露、下渡川	牧水公園 ふるさとの家 【所在地 東郷町坪谷1267】
		仲 深	下水流、深谷、下仲瀬、野々崎、久居原	
2月 5日	木	坪 谷	市谷川崎、瀬平、多武ノ木、一谷原、上野原、石原、赤井笠、本村、仲崎	
2月 6日	金	小野田	小野田一、小野田二、大谷、又江野下一、又江野下二、又江野中、又江野上、小野田区住宅	さくら館 【所在地 東郷町山陰辛273-1】
		福 濱	出口、中野原住宅、広瀬、中野原一、中野原二、中野原三、日田尾、鶴戸木、鳥川、上村一、上村二、上村三、下村	
2月 9日	月	八重原	八重原上、八重原中、八重原下	さくら館 【所在地 東郷町山陰辛273-1】
		迫野内	東下、東上、西谷、地内、鹿瀬	
		鶴野内	沢潟、前田、鶴野内区住宅、下村、山内、中水流、中山、大工野	
2月 10日	火	田 野	蕨野、田野、稻葉野	さくら館 【所在地 東郷町山陰辛273-1】
		羽 坂	日ヶ道、硯野、羽坂、井戸、小長野、樋田、沖ノ水流、深瀬	
		指定日までに申告できなかった人 ※混雑します。できるだけ指定日で申告してください。		

※ 当日ご都合が悪いときは、ご希望の時間帯、会場にお越しください。

※ 上記の期間中に申告ができないときは、3月12日（木）・13日（金）・16日（月）に市中央公民館（中町1-31）でも申告ができます。

## 令和8年度分（令和7年分）の市・県民税から電子申告がスタート！

これまで市・県民税（個人住民税）の申告は紙での手続きが中心でしたが、令和8年度分（令和7年中の収入に対する申告）から「電子申告」が可能になります。国が運営する「eLTAX（エルタックス）」という電子申告システムを利用し、マイナンバーカードを使って申告できるようになりました。

### 《電子申告のメリット》

◆いつでもどこでも申告可能  
24時間365日、スマホやパソコンから申告できます。（システムメンテナンス時間を除く）

◆申告書の印刷や郵送も不要  
自宅で申告できるので、混雑や待ち時間の心配がありません。

◆申告会場に行く必要なし  
申告完了後はPDFで申告書をダウンロードでき、必要に応じて印刷も可能です。

### 電子申告に必要なもの

- ① マイナンバーカード（本人確認のため必須）
- ② マイナンバーカードのパスワード  
(券面事項入力補助用パスワードと署名用電子証明書用のパスワードの2つが必要です。)
- ③ 所得や控除がわかる書類  
(源泉徴収票、保険料控除証明書など)  
※必要書類のデータ添付が必要になります。  
紙での提出は不要ですが、原則として法定申告期限から5年間、自宅での保管が必要になります。
- ④ 連絡用のメールアドレス

詳しい情報はコチラから！

電子申告の操作方法やよくある質問など、詳しい情報はQRコードからご覧いただけます。

